

－ 制 定 ・ 改 廃 の 概 要 －

条例・規則名 都民の健康と安全を確保する環境に関する条例施行規則の一部を改正する規則

公布年月日・番号 平成 25 年 3 月 12 日・東京都規則第 8 号

1 概要

(1) 改正理由

窒素酸化物及び二酸化炭素の排出量の少ない機器の設置に努めなければならない燃焼機器にコージェネレーションユニットを追加するほか、規定を整備する。

(2) 改正内容

ア 燃焼機器の内燃機関類に「コージェネレーションユニット」を追加し、規模要件を「発電出力が 5 kW 以上」とする。

イ 燃焼機器の小型ボイラー類及び内燃機関類から「その他の燃焼機器」を削除する。

2 施行日

平成 25 年 4 月 1 日

3 問合せ先

東京都環境局環境改善部大気保全課大気係

直通 03-5388-3493

内線 42-361